

茅ヶ崎市保存樹林指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例施行規則（昭和49年茅ヶ崎市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例（昭和49年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）に規定する保存樹林に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 条例第16条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定による都市計画区域内に存し、かつ都市計画法第7条の規定による市街化区域内に存する樹林であること。
- (2) 樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれている樹林であること。
- (3) 樹林の面積が一体で300平方メートル以上であること。
- (4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等が所有していない樹林であること。

(指定の申出)

第3条 条例第16条第1項の規定による保存樹林の指定を受けようとする者は、保存樹林等指定申出書（第1号様式）により市長に申し出るものとする。

2 市長は前項の規定による申し出があったときは、現地調査を行い、その適否を保存樹林等指定決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(標識の設置)

第4条 条例第17条の規定による標識に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保存樹林の表示
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 指定者の表示
- (5) その他必要な事項

(面積計算)

第5条 樹林の面積計算は、原則として茅ヶ崎市固定資産税課税台帳の課税面積とする。ただし、建築物及び部分的に相当の空間地のある場合は、茅ヶ崎市固定資産税課税台帳に記載された面積からその部分の面積を差し引いた面積とする。

(解除の条件)

第6条 条例第22条第2項に規定する保存樹林等の指定を解除することができるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 相続の発生等により土地の分割及び譲渡するとき。
- (2) 枯損及び災害により樹林としての形態を失ったとき。
- (3) 公共団体が行う事業に協力するとき。
- (4) 条例第19条第1項に規定する保存の義務を怠るとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(助成金等)

第7条 条例第20条に規定する助成の額は、次の基準によって交付する。

- (1) 助成金は敷地面積の樹林をなしている土地の年額の固定資産税及び都市計画税相当額とする。
- (2) 奨励補助金は樹林部分の面積が100平方メートルあたり、年額500円とする。100平方メートルに満たない場合にあつては、100平方メートルとして計算する。
- (3) 年度途中で保存樹林の指定をしたとき、又は解除したときの助成金及び奨励補助金（以下「助成金等」という。）の額は月割（1月未満の端数があるときは、1月とする。）により計算して得た額とする。
- (4) 条例第23条第1項に定めるみどりの管理団体が所有者に代わり保存樹林を管理している場合は、保存樹林の所有者に奨励補助金は支払わないものとする。

(助成金等の交付の申請)

第8条 条例第20条の規定により助成を受けようとする者は、保存樹林等助成金及び奨励補助金交付申請書（第3号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 前項の申請は、毎年3月に行うものとする。ただし、年度途中で指定の期間が満了した時、又は指定を解除したときは、申請に基づき交付する。

(助成金等の交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を調査し、適当と認めるときは、速やかに助成金等の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、助成金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を保存樹林等助成金及び奨励補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

保存樹林等指定（新規・継続）申出書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

申請者 住所
氏名
電話

茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条第1項及び施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 保存樹林 <input type="checkbox"/> 保存樹木			
2 所在地	茅ヶ崎市			
3 指定内容	保存樹林		保存樹木	
	主な樹種		樹種	
	平均樹高	m	樹高	m
	面積	㎡	幹回り	m
	その他		枝葉面積	約 ㎡
4 備考				

第2号様式(第3条関係)

保存樹林等指定決定通知書

様	茅ヶ崎 第 号 年 月 日	
茅ヶ崎市長 ⑩		
茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり通知します。		
1 申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 保存樹林 <input type="checkbox"/>保存樹木	
2 所在地	茅ヶ崎市	
3 指定番号	—	
4 指定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
5 指定内容	保存樹林	保存樹木
	主な樹種	樹種
	平均樹高	樹高
	面積	幹回り
	その他	枝葉面積
6 備考		

第4号様式(第9条関係)

保存樹林等助成金及び奨励補助金交付決定通知書

茅景み第 号 年 月 日	
住所 氏名 様 茅ヶ崎市長	
年 月 日付けで申請のありました 年度保存樹林等助成金及び奨励補助金 については、次のとおり交付を決定しましたので茅ヶ崎市保存樹林指定要綱第9条の規定 により通知します。	
1 補助金額	円
2 補助の条件	